

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針) 新旧対照表

現行	改正後
Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ-3 業務の適切性 Ⅱ-3-5 顧客保護等 Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ-3-5-1-1 (略) Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(10) (略) (11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その<u>安全管理及び従業者の監督について</u>、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(20)」の措置が講じられているか。 (12) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。 ① 労働組合への加盟に関する情報	Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ-3 業務の適切性 Ⅱ-3-5 顧客保護等 Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ-3-5-1-1 (略) Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(10) (略) (11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その<u>安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について</u>、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(20)」の措置が講じられているか。 (12) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。 ① 労働組合への加盟に関する情報

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針) 新旧対照表

② 民族に関する情報 ③ 性生活に関する情報 (13)～(16) (略) Ⅱ－3－6 <u>顧客情報管理態勢</u> Ⅱ－3－6－1 意義 <u>個人情報</u>は保険契約取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、個人情報の適切な取扱いが確保される必要がある。 Ⅱ－3－6－2 主な着眼点 「総合指針Ⅱ－3－6－2 <<u>顧客情報管理態勢</u>> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。 Ⅱ－3－6－3 監督手法・対応	② 民族に関する情報 ③ 性生活に関する情報 (13)～(16) (略) Ⅱ－3－6 <u>顧客等に関する情報管理態勢</u> Ⅱ－3－6－1 意義 <u>顧客に関する情報</u>は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。 <u>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</u> <u>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</u> <u>さらに、少額短期保険業者を含む保険業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</u> <u>以上を踏まえ、少額短期保険業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下、「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</u> Ⅱ－3－6－2 主な着眼点 「総合指針Ⅱ－3－6－2 <<u>顧客等に関する情報管理態勢</u>> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。 Ⅱ－3－6－3 監督手法・対応
---	---

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針) 新旧対照表

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条26に基づき行政処分を行うものとする。

顧客等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条26に基づき行政処分を行うものとする。